

苓北町物産館個別施設計画 (長寿命化計画)



計画期間

自	令和 3年 4月 1日
至	令和13年 3月 31日

熊本県 苓北町
令和3年 3月

目 次

1 基本事項

- (1) 本計画で定める内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の目的と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 施設の現状と課題

- (1) 保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 管理運営の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 施設修繕予算の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 使用目標年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (7) 施設の状態、対策内容と実施時期
 - ① 診断方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ② 診断結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ③ 対策内容と実施時期、対策費用・・・・・・・・・・ 4

3 フォローアップの実施方針

- (1) フォローアップの実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 基本事項

(1) 本計画で定める内容

本計画では、次の事項について定めています。

対象施設	計画期間	対策の優先順位の考え方	個別施設の状態等	対策内容と実施時期	対策費用
------	------	-------------	----------	-----------	------

(2) 計画の目的と位置付け

本計画は、平成29年3月に策定した「苓北町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、公共施設等の老朽化問題に対応し、財政負担の軽減・平準化を目指していくため、公共施設等マネジメント（保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取組）を推進していくための個別施設ごとの具体的な対応方針を示したものです。また、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画（インフラ長寿命化計画＝総合管理計画）に基づく実施計画である個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）として位置づけます。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度(令和3年度)から2031年度(令和12年度)までの10年間とします。

なお、原則として計画期間の中間となる5年目(2025年度(令和7年度))に見直しを行うこととしますが、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や建物の劣化状況等により、見直しが必要な場合は適宜見直しを行っていきます。

(4) 対象施設

本計画の対象施設は、総合管理計画における施設分類の「産業系施設(苓北町物産館)」とします。

分類	施設名	取得年月日
産業系施設	苓北町物産館	1990.3.28

2 施設の現状と課題

(1) 保有状況

施設名	整備年度	延床面積
苓北町物産館（その1）	H1	173 m ² (1階:128 m ² 、2階:45 m ²)
苓北町物産館（その2）	H1	159 m ²
駐車場	H1	1,141 m ²

(2) 管理運営の状況

管理運営方式については以下のとおりです。

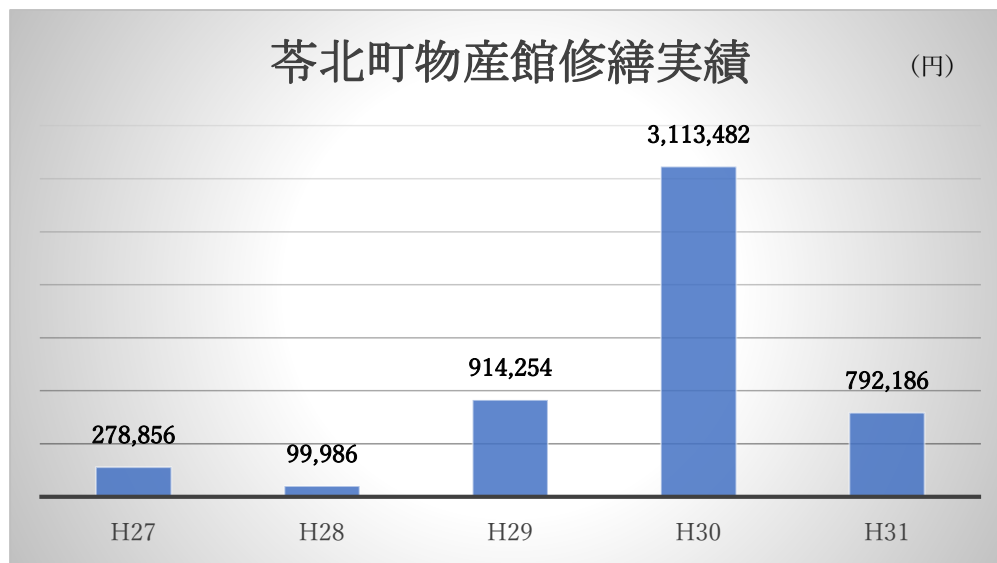
方式区分	
公設民営	施設貸与方式

(3) 利用状況

種別	H29	H30	R1
利用者数（人）	9,650	10,322	17,394

(4) 施設修繕予算の現状

苓北町物産館は、年々老朽化しておりその都度修繕をしています。貸与事業者の変更年度は、大規模な改修等により修繕費用が多くなっています。



※平成30年度は、店舗入れ替えによる館内の大規模改修を実施。

(5) 使用目標年数

茶北町物産館は、鉄筋コンクリート造（法定耐用年数39年）により平成2年（1990年）に建てられ、30年が経過しています。

茶北町公共施設等総合管理計画により、法定耐用年数を超えて使用することを目標とし、計画的な修繕を行い、建物を適正に維持してきます。なお、本計画は5年ごとに見直しを行い、施設の老朽化や社会情勢等を踏まえて、改めて考え方を整理するものとし、茶北町物産館は「60年間」（2050年）使用することを目標とします。

(6) 対策の優先順位の考え方

施設内の老朽状況、施設の役割や機能、利用状況等を考慮し、施設の劣化度等に基づき、対策の優先順位を決定します。

(7) 施設の状態、対策内容と実施時期

①診断方法

劣化度を劣化の進行状況に応じて、A、B、C、Dの区分で次の評価基準により、設定しました。

施設の劣化度については、対象となる建物全般について屋根や外壁、建物内への立ち入りによる目視等による劣化程度の点検を実施しました。

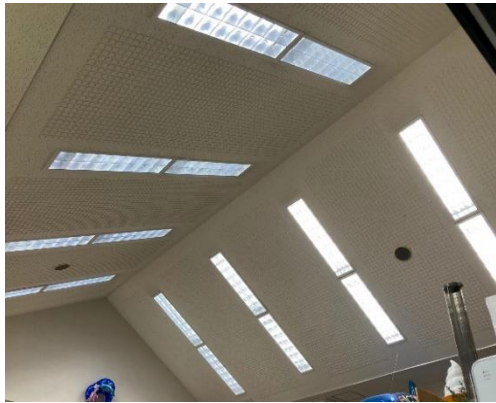
※現況点検の実施期間 令和2年12月15日～令和3年1月31日

劣化度	評価の説明
A	概ね良好な状態
B	局所的に劣化が見られ、部分的な補修等が必要な状態
C	広範囲に劣化が見られ、大規模な補修が必要な状態
D	劣化の程度が大きく、大規模な補修が必要な状態

②診断結果

	部 位	劣化度	備 考
1	建物	B	対策内容については次のとおり
2	電気設備	B	対策内容については次のとおり
3	空調設備	A	
4	排水設備	A	
5	水道設備	A	
6	駐車場（舗装等）	C	対策内容については次のとおり

<施設の現状>



照明設備



屋根瓦塗装



駐車場舗装



ポットホール

③対策内容と実施時期、対策費用

(千円)

	対策の措置内容		実施時期	概算費用
1	照明設備取替工事	LED照明器具へ移行する。	R4	758
2	駐車場舗装工事	経年劣化により、全体的にポットホールやひび割れが多いので、表層全面打換えを行う。	R5～R6	12,144
3	屋根瓦塗装工事	経年劣化により、屋根瓦塗装が剥げてきているので、改修を行う。	R11	5,163

3 フォローアップの実施方針

(1) フォローアップの実施方針

本計画を着実に推進していくためには、以下のPDCAサイクルに基づき、継続的に計画の評価・見直しを行いながら推進していきます。

